

三原市立西小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

平成 25 年 6 月 28 日にいじめ防止対策推進法公布された。この法律は、いじめがそれを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めたものである。

西小学校においても、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）の策定を行い、児童をいじめの問題から守っていきたいと考える。

2 国の基本方針について

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) 基本方針の内容

- いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処、地域や家庭・関係機関間の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、地方公共団体や学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめ防止等のための取組を定めるものである。

○国の基本方針の実現には、学校・地方公共団体・社会に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の普及啓発や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上などを図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実現状況の継続的な検証の実施が必要である。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- 交換日記や手紙等で、誹謗中傷される 等

4 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査6の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

5 いじめ防止についての基本的な方向

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。また、これらに加え、あわせて、いじめの問題への取組の重要性について、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校においていじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、学校と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校が、関係機関による取組と連携することも重要である。

6 組織の設置について

西小学校では、図のようにいじめの対処等を組織で行っていく。



7 生徒指導体制、教育相談体制について

管理職、生徒指導担当を中心に校内の生徒指導体制を整える。また、特別支援コーディネーターを中心に、教育相談体制を整える。

8 いじめ防止についての具体的な取組内容

(1) 未然防止のための取組

- 日々の学級経営の中で、担任や学年主任を中心に、命や人を大切にすることを指導する。
- 年度初めに、校内への携帯電話の持ち込みを禁止することを保護者に伝える。
- 学期に一度、いじめアンケート実施時期と合わせて、各学級担任が児童にいじめ防止指導を行う。

(2) 早期発見の取組

- 日々の学級経営の中で、何事でも話せるような人間関係づくりを進め、児童の変化をできるだけ早くキャッチする。
- 日々、保護者と連携を密にして、児童の細かいサインを見逃さないよう協力体制を整える。欠席した児童には電話連絡を確実にし、3日以上連続で欠席した児童には、家庭訪問を行う。
- 学期に一度、児童に対していじめアンケートを実施する。また、保護者にも合わせて実施する。
- いじめ・体罰・セクハラ相談日の設定（学校だよりで周知）ポスター等の掲示を行う。

(3) いじめへの対処について

- 気になる記述、通報など情報が入った場合、学年主任、生徒指導担当に連絡、教頭、校長に相談報告し、「いじめ防止委員会」で対処する。
- 担任を中心に、加害児童、被害児童、周りの児童から聞き取りを行う。適宜、知っていることを記述させるなど、情報を収集する。多人数の場合、学年団や、生徒指導部等複数の職員で協力して情報を収集する。
- 集まった情報をもとに、「いじめ防止委員会」で対応を考え指導を行う。
- 加害児童の保護者、被害児童の保護者に集めた情報をもとに、どのような指導をしたか連携を行う。場合によっては、学校へ招聘する。
- 教育委員会や、場合によっては警察、家庭センターへ連携する。

(4) 重大事態への対処について

- ※(3)で記述したことを基本に対処する。

- 加害児童の保護者、被害児童の保護者を学校へ招聘し、集めた情報をもとに、どのような指導をしたか連携を行う。
- 教育委員会への報告、警察や家庭センターへの連携を行う。
- 必要に応じて、クラスや学年の保護者会を開き、集めた情報をもとにどのように指導したか、また今後どのように児童を指導していくか伝える。

(5) 基本方針や取組についての検証・修正等について

- 年度初めに教職員で「西小のきまり」「生徒指導規程」「西小いじめ防止基本法」の確認を行う。
- 4月中旬に保護者に「西小のきまり」「生徒指導規程」を配布し周知する。
- 年度内に、改定すべき項目があれば「いじめ防止委員会」で検討して、来年度に生かす。

9 教職員の資質能力向上について

- 児童理解に関する研修を年間計画に位置付け定期的に実施する。
- 組織で対応する中で、教職員同士で指導・助言を行い、生徒指導力を高める。

10 関係機関との連携について

- 三原市教育委員会、広島県警察、東部家庭センター等、連携をしていく。
- 毎月一度、三原市教育委員会と校内の諸問題に関わる連携を行う。

11 地域や家庭との連携について

- 保護者や地域との関係を深める努力を行う。
- 事案が起きた場合、組織で保護者連携を行う。
- 民生児童委員、PTA地区活動部と連携を図る。

12 保護者、児童生徒の代表、地域住民などが参加した取組について

- 高学年が低学年を登校班で安全に引率する中で、人を思いやる気持ちを育てる。
- 参観日、学級・学年懇談会、個人懇談会
- 夏休み前に実施される、地区懇談会での民生委員、保護者との連携
- 学校行こう週間における、地域住民との交流。

13 外部講師等の活用

- 広島県警生活安全課（防犯教室）、広島県立教育センター、家庭センター等の外部関係機関の連携し、児童・教職員・保護者の指導に当たる。